事　務　連　絡
令和８年４月８日

各都道府県、市町村こども誰でも通園制度主管部局（課）　御中

こども家庭庁成育局保育政策課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る研修について

子ども・子育て支援の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の３第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「設備運営基準」という。）第 10 条第１項により、乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならず、同条第２項により、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないこととされています。

また、設備運営基準第 22 条第１項に規定する乳児等通園支援従事者であって、同項に規定する保育士でない者（以下「研修修了従事者」という。）については、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和７年２月 12 日付けこども家庭庁成育局長通知。以下「取扱い通知」という。）の第３の２（２）イにより、「子育て支援員研修事業の実施について」（令和６年３月 30 日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の５（３）アに定める基本研修及び５（３）イ（イ）に定める「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了する必要があります。

今般、令和７年度子ども・子育て支援調査研究事業の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の従事者への研修に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）により、これらの実施に必要な研修資材や、その活用方法を示したリーフレット等を作成しましたので、十分御了知の上、管内の乳児等通園支援事業者等に周知いただくとともに、子育て支援員研修の実施に加えて、本研修資材を活用した乳児等通園支援事業所に対する研修についても適切に実施くださいますようお願いします。

記

第１　研修資材の概要

調査研究において、研修資材として、研修動画（大学教授等の専門家による講義動画）、テキスト、習熟度チェックリスト等に加えて、「周知用リーフレット」（別紙１）、「研修動

画を活用した研修実施方法解説書」（別紙２）、「自治体やこども誰でも通園制度実施事業所で従事する保育者等の皆さま向け研修動画活用方法の紹介」（別紙３）を作成したところです。

第２　研修資材の活用方法

１　乳児等通園支援事業所の職員及び乳児等通園支援事業者による活用方法

研修動画は、通し動画のほか、項目ごとの動画（チャプターリスト）も作成しています。このため、乳児等通園支援事業所の職員においては、より興味を深めたい項目に絞って短時間で学習することができます。また、乳児等通園支援事業者においても、項目別の事業所内研修を実施するなど、研修資材を活用することにより演習を含めた適切な研修の機会を確保することができます。また、研修を受講した後に、習熟度チェックリストにより研修の内容を振り返り、知識等の定着を図ることもできます。詳細は、別紙３を確認ください。

なお、取扱い通知の第３の２⑵イ（イ）の経過措置対象者が乳児等通園支援に従事するに当たっては、取扱い通知の第３の２⑵イ（イ）に沿った対応を講ずる必要があることに留意ください。

２　都道府県及び市町村による活用方法

研修資材を活用することにより、子育て支援員研修の大部分を実施することができます。ついては、都道府県等においては、管内における研修修了従事者の確保に向けて、適切に子育て支援員研修を実施していただくようお願いします。詳細は、別紙２を確認ください。

また、研修資材は、市町村等による管内の乳児等通園支援事業所を対象とした研修の教材としても使用することができます。なお、市町村独自の内容を加えて研修を行う場合は、当該内容に関する実施要綱や規定を示して研修を行ってください。詳細は、別紙３を確認ください。

第３　留意事項

研修資材の著作権は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が有しているため、都道府県又は市町村が研修資材を活用して子育て支援員研修等を実施するほか、各乳児等通園支援事業者や個人が乳児等通園支援事業の理解を深める等のために研修資材を視聴等する以外で活用される場合には、著作権を有する三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の許諾等が必要となることにご留意ください。

都道府県又は市町村、各乳児等通園支援事業者や個人の利用であったとしても、動画中の写真等の一部分のみを切り取って加工する等改変して使用することはお控えいただくとともに、必ず引用元を明記していただくようお願いします。

問合せ先
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
E-mail：hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

（参考）乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）（抄）

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第十条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第二十二条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２・３　（略）

（参考）こども誰でも通園制度の研修について

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen/kenshu

（参考）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社：「令和７年度子ども・子育て支援調査研究事業費補助金」の採択案件の成果報告書の公表について

https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_260306/